

社会教育委員会議への報告（メモ）

コロナ禍のもとでの高齢者の社会参加と社会教育

石狩市社会教育委員 木村 純

1. 「シニアの社会参加ガイドブック」づくりについて

- ① 昨年度の社会教育委員の活動の1つは、「シニアの社会参加づくり」でした。皆さんの協力を得て、進んできたことをもとに、昨年度末には補足的な資料収集とヒアリングをして、素案を作りたいと考えていたのですが、新型コロナウイルス感染症のもとで、私自身はほとんど身動きがとれず、作業は停止を余儀なくされています。
- ② そして、何よりも、「シニアの社会参加」をはじめ、社会教育活動そのものが「自粛」を迫られ、一部を除いて、再開もままならぬ状況に置かれており、「ガイドブック」の目的、方向についても変更が迫られているように思います。活動を中止、延期せざるをえない学習活動や市民活動が相次ぎ、感染した際には重症化のリスクが高い高齢者はより厳しくステイホームを強いられています。私は、札幌市や小樽市で生じた、「昼カラオケ」での感染の拡大は、居場所を失った高齢者の現状を示しているのではないかと考えるのです。
- ③ そのため、新型コロナウイルス感染の収束を願い、それを見通しながら、今、コロナ禍のもとで、高齢者の社会参加がどういう現状を強いられているのか、また三密を避け、ソーシャル・ディスタンスを図るなど、再開した、あるいは新たな積極的取組を始めた現場ではどのような工夫を行いながら、高齢者が「つながる」ための営みが行われているのかを、私たち自身が知り、高齢者をはじめ市民がともに学び、活動するための有益な情報を集め、それらを市民に知らせるために、編集のあり方を一部修正した「ガイドブック」作成を今年度の目標としたらよいのではないかと考えています。

2. コロナ禍のもとでの社会教育の現状と課題

- ① コロナ禍のもとでは、今までの社会が抱えていた問題がより深刻な形で露呈したと言われています。世界的にみると、アメリカやブラジルのように、所得の格差が大きく、貧困層がたくさんいる国で、感染者や死者が生まれています。日本でも低所得者ほど、在宅勤務ができず、飲食業やサービス業など、とくに対人的な職業に就いているのです。だから、私たちは、そのような社会をどうしたら変えることができるのか、どのような社会を目指さなければならないかを学ぶことが社会教育の大切な課題であると思います。
- ③ いろいろな出来事がたくさんあるなかで、印象的だったのは、イギリスのボリス・ジョンソン首相が検査で陽性反応が出て自主隔離した後のメッセージで「今回のコ

コロナ危機で、すでに証明されたことがあると思う。社会というものは、本当に存在するのだ」（『ガーディアン』3月29日）と述べたことです。剥き出しの個人主義に基づいた競争社会を要約する言葉として引かれることが多い、同じ保守党の先輩議員である保守党の元首相マーガレット・サッチャーが述べた「社会というものは存在しない。あるのは個人と家族だけだ」を否定する姿勢を示したのです。移り気で調子よく、無責任に2016年のブレクジットへと導いた人物であると思われていたジョンソン首相が発した言葉の意外性に世界が注目しました。イギリス政府はその後所得支援などの手厚いコロナ対策を打ち出しました。また、朝日新聞論説委員の郷富佐子は、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が、書簡で「最低賃金保障を導入する時ではないか」と提言し、「バンデミック後の生活」を熟慮してほしいと呼びかけたことを、挑戦的な問題提起であると指摘しています（『朝日新聞』2020.05.09、朝刊）。「日本の政策は…、医療対応を維持するための手段として、自粛だけを呼びかけ、活動が制限されることから生じる不利益を何ら保障の手立てなく個人に転化（ママ？転嫁ではないか。木村）する結果に対しては、疑義が差し挟まれている。とりわけ、飲食店や公共輸送機関で働く人々、スタジアム、劇場、映画館、ライブハウスなど文化的な場所で働く人々にとって深刻な影響を与えている。確かにウイルスは誰しもが等しく感染する危険を有する。しかし自粛、自宅隔離、そして社会的距離の保持は誰しもが等しく実践できるわけではないということも確かなのである。だから社会を存在させなければならないのである」（平田周「広範囲の都市化を通じたウイルスの伝搬」『現代思想』2020年 vol.48）。

- ③ 3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、4月16日には、全国に対し緊急事態宣言が発令（北海道はさらに早く、学校の休校などを決め、社会教育施設の休館措置がとられました）、各自治体は教育、経済を含む大幅な社会活動の抑制が迫られました。例えば、図書館は休業要請の対象職種とされました。

COVID-19の感染経路が飛沫感染であることから、2月後半には政府の自粛要請以前から講演会のイベント、次いで通常のおはなし会など小規模でも室内に人が集まる催しものを中止する館がでてきました。2月28日の文科省による学校一斉休業の要請で、山口県立図書館のように高校生以下の入館を制限する館が出る一方、子どもたちの居場所の確保のためと、制限をしない理由を明言する図書館もありました。山梨県の甲府市立図書館は3月19日より、休校対策として移動図書館の運行を再開しました。他にも、閲覧席を減らし間隔をあける、閲覧サービスそのものを休止し予約資料の貸出と返却の受付にとどめる、直接対面による感染防止のためにカウンターにカーテン等のシールドを設置するといった、滞在型のサービスを縮小して長時間の滞在とkい・図書館職員双方の感染を防ぐための対策をとってきた。それでも4月7日、16日の緊急事態宣言以降、外出動機そのものの削減のため、ブックボストの閉鎖も含めた全面休館に踏み切る館が急増した。休業要請を出さなかったの

は岡山、徳島の2県だけであった。休業要請を出した都道府県で図書館を対象外としたのは岩手、長野、高知など11県だった。

- ④ 「朝日新聞」は社説「コロナと図書館 『知る権利』守る工夫を」（2020年6月21日）で、「予約本については、窓口での貸し出し業務を続ける、送料を負担してもらって自宅に郵送する、ドライブスルー方式で本の受け渡しをする」といった工夫で、市民との接点を維持したところもある。…再開が難しいサービスの一つに、子ども相手の絵本の読み聞かせ会がある。日本図書館協会は、外出自粛要請が出ている期間中は読み聞かせの動画を配信できるよう、著作権者の協力を求める運動に取り組んでいる」。
- ⑤ ここで、注意しなければならないことは、自治体それぞれの状況に応じた対応や工夫が必ず存在するということです。

3. 社会教育は「不要不急」のものではありません

- ① 1985年3月、第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択された「学習権宣言」では、次のように述べられています。「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない」、「学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」と述べているのです。
- ② 学校教育では、おくれらせながら、オンライン教育が導入され、その実施についての国の支援も始まっています。社会教育の多くは、イベントや学級・講座などがなかなか始められないでいるのです。社会教育においてもオンライン教育が可能なのかも含め、どのような方法が存在するのか、市民がつながりながら学ぶことについて私たちの創意の発揮が求められていると思います。